

公益財団法人 連合総合生活開発研究所

理事会運営規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人連合総合生活開発研究所（以下「本財団」という。）の定款第47条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるものとする。

(権限)

第 3 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(報告事項)

第 4 条 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、本財団の業務及び財産の状況を監査し報告しなければならない。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(総務委員会の設置)

第5条 本財団の業務を機能的に執行していくため、理事会の諮問機関として総務委員会を設置する。

2 総務委員会は、基金運用管理、人事・事務局役職員の処遇問題等の事務局運営に関する事項、規則・規程の変更に関する事項等、本財団の日常運営に関し、理事会の諮問に応じて検討し、その結果を理事会に答申する。

3 委員は、理事会の決定に基づき理事の中から選任し、委員長は委員の互選により定める。

第2章 理事会の種類及び招集

(理事会の種類及び開催)

第6条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、事業年度ごとに11月又は12月及び翌年の9月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(4) 定款第32条第5号の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は、同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第7条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事長がやむを得ない事情で欠席した場合は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第9条 理事会は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第10条 理事会の決議は、定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第11条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第12条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、定款第31条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 4 議事録には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催された日時及び場所

- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 理事会に出席した理事、監事の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (7) その他法令及び施行規則に定められた事項

第4章 補 則

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、2011年5月24日から施行する。